

社会福祉法人太田福祉記念会 特別養護老人ホームあたまホーム
 契約書別紙（ 兼 重要事項説明書 ）
 〈 令和 6 年 4 月 1 日現在 〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-984-2766（午前8時30分～午後5時00分）

※ただし、土曜・日曜・国民の祝日、休日・12月31日～1月3日は除く。

担当者 副主任生活相談員 藤井由香

2. 特別養護老人ホームあたまホームの概要

(1) 提供するサービスの種類

施 設 の 名 称	社会福祉法人太田福祉記念会 特別養護老人ホームあたまホーム
所 在 地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30
介護保険事業所番号	0770300457（介護老人福祉施設）

(2) 当施設の職員体制

（ ）内は男性再掲

	資 格	常 勤	非常勤	計	職務内容
管理者	介護福祉士 社会福祉主事	1名		1名	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
事務職員	第一種衛生管理者	1名(1)		1名(1)	庶務、経理の事務を行います。
生活相談員	社会福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事	1名		2名(1)	利用者及び家族等との相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行います。
	介護福祉士 社会福祉主事	1名(1)			
看護・ 介護職員	看護師	2名		38名(8)	利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。
	准看護師	2名			
	介護福祉士	30名(8)	1名		利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
	介護福祉士実務者研修	1名			
	その他	3名			
機能訓練 指導員	按摩マッサージ 指圧師	2名(1)		2名(1)	利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行います。
栄養士	管理栄養士	1名		2名	食事の献立作成、栄養計算及び栄養指導を行います。
	管理栄養士 (調理員を兼務)	1名			
調理員	管理栄養士 (栄養士を兼務)	1名		6名	調理業務を行います。
	栄養士、調理師	1名			
	調理師	4名			
施設員等	その他		1名	1名	施設内外の清掃を行います。

	資 格	常 勤	非常勤	計	職務内容
介護支援 専門員	介護支援専門員 介護福祉士	2 名(1)		2 名(1)	施設サービス計画を作成します。
医師	医師免許		2 名(2)	2 名(2)	健康管理及び療養上の指導を行います。

※介護職員は介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護に必要な職員数です。

※介護職員以外は介護老人福祉施設・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護に必要な職員数です。

（主な職種の勤務体制）

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週 2 回
看護職員	標準的な時間帯別の最低配置人員 午前 8 時 3 0 分～午前 9 時 3 0 分 2 名 午前 9 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分 2 名 午後 5 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分 1 名
介護職員	標準的な時間帯別の最低配置人員 午前 7 時 0 0 分～午前 1 0 時 0 0 分 8 名 午前 1 0 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分 1 2 名 午後 5 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分 1 0 名 午後 7 時 0 0 分～翌午前 7 時 0 0 分 5 名
機能訓練指導員	標準的な時間帯別の最低配置人員 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分 2 名

（3）当施設の設備の概要

定 員	9 4 名	静養室	2 室
居室	4 人部屋	2 2 室（1 室 38.38 m ² 以上） ※1 室については、4 人部屋の 1 床分。	医務室 1 室
	2 人部屋	2 室（1 室 19.8 m ² 以上）	デイルーム 5 室
	1 人部屋	5 室（1 室 17.64～21.13 m ² ）	ホール（食堂） 1 室
浴 室	個浴と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1 室

※利用状況等により、上記以外の居室を利用していただく場合があります。

3. サービス内容

種 類	内 容
①施設サービス計画の 立案	次に定める事項を介護支援専門員が行います。 (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。 (2)必要に応じて施設サービス計画を変更します。

種 類	内 容
	(3)施設サービス計画の作成及び変更に際し、その内容を利用者及び家族等に説明します。
②食事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 朝食 午前7時30分～午前8時30分 昼食 正午～午後1時00分 夕食 午後6時00分～午後7時00分 ※医師の処方による療養食にも対応可能です。また、栄養状態を適切に把握した栄養ケア計画を作成し、定期的に評価します。
③入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	施設サービス計画に沿って介護（着替え・排泄・食事・入浴等の介助、体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付添い等）を行います。居室は基本的には定員4名となります。なお、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。
⑤機能訓練	個別機能訓練計画に沿って、訓練室又は居室等で機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員又は介護支援専門員に、介護・看護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
⑦健康管理	年間1回、健康診断を行います。また、協力病院の一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院医師が来園し診察を行います。 *内科（毎週2回）、皮膚科（月2回）、精神科（月4回）、泌尿器科（月1回）。
⑧利用者預かり金等管理	預かり金等の管理サービス（1,000円/月）を申し込まれた場合、利用料、日常生活に係る諸費用の支払い代行並びに行政への各種申請や医療費助成制度の手続きを代行します。
⑨レクリエーション	新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
⑩洗濯サービス	当施設で洗濯が可能な衣類は無料で行います。
⑪理美容サービス	毎週水曜日に理美容サービス（有料）をご利用いただけます。

4. 料 金

(1) 基本料金

① 利用料（従来型個室・多床室）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの自己負担額 （※1割負担の場合）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円

※1日あたりの自己負担額は、利用者負担割合証に記載された負担割合に応じた額となります。

- ・2割負担の場合 1割負担の料金の2倍
- ・3割負担の場合 1割負担の料金の3倍

② 加 算

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算されます。

加算の種類		自己負担額 (※1 割負担の場合)		算 定 要 件
日常生活継続支援加算		1 日	36 円	認知症等の方が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している。
看護体制加算（Ⅰ）		1 日	4 円	常勤の看護師を配置している。
看護体制加算（Ⅱ）		1 日	8 円	基準を上回る看護職員を配置している。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）		1 日	13 円	基準を上回る夜勤職員を配置している。
夜勤職員配置加算（Ⅲ）		1 日	16 円	夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している。
生活機能 向上連携 加算	外部の理学療法士等 が訪問しない場合	1 月	100 円	外部のリハビリテーション専門職と連携し、施設の職員と共同で個別の訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している。 (個別機能訓練加算を算定していない場合に算定。また、外部の理学療法士等が訪問しない場合は3月に1回を限度)
	外部の理学療法士等 が訪問する場合	1 月	200 円	
	個別機能訓練加算を 算定している場合	1 月	100 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）		1 日	12 円	機能訓練指導員等が機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている。
個別機能訓練加算（Ⅱ）		1 月	20 円	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている。
個別機能訓練加算（Ⅲ）		1 月	20 円	有効な個別機能訓練実施のために、利用者の口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を共有している。
ADL 維持 等加算	ADL 利得の平均値が 1 以上の場合	1 月	30 円	ADL（日常生活動作）を評価した値を厚生労働省に提出しており、かつ、ADL 維持・改善の度合い（ADL 利得値）が一定水準を超えている。
	ADL 利得の平均値が 3 以上の場合	1 月	60 円	
若年性認知症入所者受入 加算		1 日	120 円	若年性認知症の方に対し、本人の希望を踏まえた介護サービスを行っている。
精神科医療養指導加算		1 日	5 円	認知症の方が一定割合以上入所しており、精神科医による定期的な療養指導を行っている。
外泊時費用		1 日	246 円	利用者が外泊期間中において、居室が当該利用者のために確保されている。(1月に6日以内)
外泊時在宅サービス利用 費用		1 日	560 円	利用者が居宅における外泊期間中において、介護老人福祉施設の在宅サービスを利用している。 (外泊時費用を算定していない場合で1月に6日以内)
初期加算		1 日	30 円	入所（再入所）してから30日以内。
退所時栄養情報連携加算		1 回	70 円	退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合。(食事せんに基づく特別食が提供されていた方で1月に1回を限度)
再入所時栄養連携加算		1 回	200 円	利用者が医療機関から再入所し、食事せんに基づく特別食等が必要となった場合、両機関の管理栄養士が連携して栄養管理を行っている。(1回限り)

加算の種類		自己負担額 (※1 割負担の場合)		算 定 要 件
退所時情報提供加算		1 回	250 円	退所先の医療機関に対して、生活支援上の留意点等の情報を提供した場合。(1 回を限度)
協力医療 機関連携 加算	協力医療機関の要件を満たす場合	1 月	100 円 (注) 50 円	協力医療機関と、利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。 (注) 令和 7 年 4 月 1 日以降
	上記以外の場合	1 月	5 円	
栄養マネジメント強化加算		1 日	11 円	低栄養リスクの高い方に対して、管理栄養士が医師などと共同で栄養ケア計画を作成し、低栄養状態を改善するための管理を行っており、かつ、栄養状態の情報等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている。
経口移行加算		1 日	28 円	経管により食事を摂取している方に対し、経口移行計画を作成し、特別な管理を行っている。 (原則 180 日以内)
経口維持加算 (Ⅰ)		1 月	400 円	誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成し、特別な管理を行っている。
経口維持加算 (Ⅱ)		1 月	100 円	経口維持加算 (Ⅰ) を算定しており、医師等を加えて質の高い経口維持計画を作成している。
療養食加算		1 回	6 円	食事せんに基づいた療養食が提供されている。 (1 食を 1 回として 1 日 3 食以内)
特別通院送迎加算		1 月	594 円	透析を要する利用者に対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行っている。 (当該利用者の家族等による送迎が困難である場合)
配 置 医 師 緊 急 時 対 応 加 算	早朝・夜間の場合	1 回	650 円	看護体制加算 (Ⅱ) を算定しており、配置医師が施設の求めに応じ、医師の通常の勤務時間外に必要な診療を行っている。
	深夜の場合	1 回	1,300 円	
	上記以外の場合	1 回	325 円	
看 取 り 介 護 加 算 (Ⅰ)	死亡日 31 日前から 45 日前まで	1 日	72 円	看取りに係る計画を作成し、家族の求め等に応じて看取り介護を行っている。
	死亡日 4 日前から 30 日前まで	1 日	144 円	
	死亡日前日及び前々日	1 日	680 円	
	死亡日	1 日	1,280 円	
看 取 り 介 護 加 算 (Ⅱ)	死亡日 31 日前から 45 日前まで	1 日	72 円	看取りに係る計画を作成し、家族の求め等に応じて看取り介護を行い、施設内で実際に看取っている。
	死亡日 4 日前から 30 日前まで	1 日	144 円	
	死亡日前日及び前々日	1 日	780 円	
	死亡日	1 日	1,580 円	

加算の種類		自己負担額 (※1 割負担の場合)		算 定 要 件
認知症 チーム ケア推 進加算	認知症早期対応等 の専門研修修了者 を配置した場合	1 月	150 円	認知症等の方が一定割合以上入所しており、認知 症に関する専門研修修了者を配置したうえで個 別に症状を評価し、チームケアを実施している。
	認知症予防等の専 門研修修了者を配 置した場合	1 月	120 円	
認知症行動・心理症状緊急 対応加算		1 日	200 円	認知症の行動等のため在宅で生活が困難な方が、 緊急に入所してから 7 日以内。
褥瘡マネ ジメント 加 算	情報を提出してい る場合	1 月	3 円	褥瘡の発生リスクがある方に対し、褥瘡ケア計画 を作成して管理を行っており、かつ、評価結果等 の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを 受けている。
	上記に加え、褥瘡 の発生がない場合	1 月	13 円	
排 せ つ 支援加算	要介護状態の軽減 が見込まれる場合	1 月	10 円	排せつに介護を要する方に対し、排せつに係る支 援計画を作成し、その計画に基づき支援を行って おり、かつ、評価結果等の情報を厚生労働省に提 出し、フィードバックを受けている。
	排泄の状態が改善 した場合	1 月	15 円	
	おむつを使用しな くなった場合	1 月	20 円	
自立支援促進加算		1 月	280 円	医師による自立支援に係る医学的評価を基に、看 護師などと共同で作成した支援計画に沿ったサ ービスを提供しており、かつ、評価結果等の情報 を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて いる。
科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算	ADL 値や栄養状態 等の情報を提出し た場合	1 月	40 円	厚生労働省が推進する科学的介護の実現のため、 利用者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提 出し、フィードバックを受けている。
	上記に加え、既往 歴等細かな情報を 提出した場合	1 月	50 円	
安全対策体制加算		1 日	20 円	外部の安全対策に係る研修を受講した安全対策 の担当者を配置し、安全対策を整備している。 (入所初日のみ)
高齢者施 設等感染 対策向上 加算	感染対策研修又は 訓練に毎年参加し ている場合	1 月	10 円	新興感染症発生時等に施設内での感染拡大を防 止するため、協力医療機関との連携体制を構築し ている。
	3 年に 1 回以上感 染制御の実地指導 を受けている場合	1 月	5 円	
新興感染症等施設療養費		1 日	240 円	新興感染症に感染した利用者を、必要な感染対策 や医療機関との連携体制を確保し、施設内で療養 を行っている。(1 月に 1 回連続する 5 日を限度)

加算の種類		自己負担額 (※1割負担の場合)		算 定 要 件
生産性向上推進体制加算	ICT等を複数導入し成果が確認されている	1月	100円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行っている。
	ICT等を1つ以上導入している	1月	10円	
介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)		1月	①及び②の料金の8.3%	質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。
介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)		1月	①及び②の料金の2.7%	質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員等の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)		1月	①及び②の料金の1.6%	
介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日から)		1月	①及び②の料金の14.0%	質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員等の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。

※1日（または1月、1回）あたりの自己負担額は、利用者負担割合証に記載された負担割合に応じた額となります。

- ・2割負担の場合 1割負担の料金の2倍
- ・3割負担の場合 1割負担の料金の3倍

③ 食 費 1日あたり 1, 4 4 5円

④ 居住費（令和6年7月31日まで）1日あたり 従来型個室 1, 1 7 1円
多床室 8 5 5円
（令和6年8月1日から）1日あたり 従来型個室 1, 2 3 1円
多床室 9 1 5円

⑤ 入所期間中の入院又は外泊した期間の取り扱い

入院後3ヶ月の間に退院可能となれば、当施設の利用について優先されます。

ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。入院又は外泊期間中、外泊時費用が適用された場合は居住費もかかります(月6日を限度)。

◎次のいずれかに該当する場合は、従来型個室に入所する場合であっても多床室の料金を適用します。

- ・感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した場合(30日以内)。
- ・著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した場合。

(2) その他の料金

① 利用者預かり金等管理料

利用者の希望により、金銭・貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

管理料 1月あたり 1, 0 0 0円

○管理する金銭の形態：当施設の指定する金融機関（郡山信用金庫熱海支店）に預けている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関に届けた印鑑、有価証券、年金証書等

○保管管理者：管理者（園長）

○出納方法：手続きの概要は次のとおりです。

- ・預金の入出金が必要な場合、備え付けの依頼書等を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記依頼書等の内容に従い、預金の入出金を行います。
- ・保管管理者は入出金の都度、入出金記録簿を作成し、月毎にその写しを利用者又は家族等へ交付します。
- ・利用者預かり金等管理を申し込まれた利用者については、利用料、日常生活にかかる諸費用に関する支払い代行、行政への代行申請、医療費の助成制度の手続き代行等を行います。申し込みがない場合は、利用者又は家族等の方に上記の支払い、申請、手続等をしていただきます。

② 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品をご持参いただくか、その費用をご負担いただきます。

項 目	内 容
特別な食事	利用者の希望に基づく特別な食事（おやつを含む。）の費用。（実費）
理美容	理美容（理美容師が来園して行います。）に係る費用（実費）
クリーニング	クリーニング事業者へ委託する場合の費用。（実費） ※当施設での洗濯が可能な衣類は無料です。
衣類	上着、下着、靴下、パジャマ等の購入代金。（実費） ※入所時に持参してください。また、季節に応じた衣類もご用意願います。
日用品	歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品等、洗顔タオル、入浴時のバスタオル等（実費）
複写物の交付	複写物の交付を希望する場合の費用。 コピー代（モノクロのみ）1枚10円（税込み）
趣味・嗜好品等	利用者の趣味、嗜好品（菓子、お酒等）、新聞、雑誌（実費）
予防接種	新型コロナやインフルエンザ、肺炎球菌等予防接種料（実費）
医療材料費等の消耗品	個別に必要となる吸引チューブ、軟膏、看取り介護に使用する消耗品等（実費）
通院に係る交通費	協力医療機関以外への通院に係る交通費（500円・税込み） ※通院に要する時間が5時間を超える場合
持込家電機器の電気料金	（令和6年8月1日から） 次の家電機器を居室に持ち込んで使用する場合の電気料金 テレビ：1日10円（税込み） 電気毛布：1日10円（税込み）
エンゼルケア料	お亡くなりになられ、当施設で処置を行った場合の費用（5,000円・税込み） ※愛用されていた服がございましたらご用意願います。

(3) お支払方法

当月の料金を翌月 15 日までに請求をいたしますので、請求日から 30 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、事業者は領収証を発行いたします。お支払い方法は、現金・銀行口座振込又は銀行口座引落（利用者預かり金等管理を申し込まれた方のみ）の 3 通りの中からご契約の際にお選びいただきます。

1. 窓口での現金支払い

2. 下記指定口座への振込（振込手数料については振込者の負担となります。）

金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金 0 9 5 6 1 6 5

名 義 社会福祉法人太田福祉記念会

特別養護老人ホームあたまホーム 園長 加藤典子

3. 銀行口座引落（手数料はかかりません。）

お預かりしている通帳から、毎月 25 日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に引き落とされます。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、事業者はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと自己負担額（保険料の負担割合分、居住費、食費）を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

※介護保険一部負担額、食費、居住費の半額が医療費控除の対象となります。

5. 協力病院及び協力歯科医療機関

名 称 一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院

所 在 地 〒9 6 3 - 1 3 8 3 福島県郡山市熱海町熱海 5 丁目 2 4 0

電話番号 TEL 0 2 4 - 9 8 4 - 0 0 8 8

6. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。申込後、入所の必要性が高い申込者からご利用できます。入所時に契約を締結し、施設サービスの提供を開始します。

※ 1. 入所順位は、入所に係る規程に基づき決定されます。

※ 2. 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は当施設の生活相談員にご相談ください。

※ 3. 医師が必要と認める場合は、入所時に感染症に関する検査をお願いする場合があります。

(2) 退所手続き

① 利用者の都合で退所される場合

7 日間の予告期間をおいて文書でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合（この場合該当区分の有効期限内に退所していただきます。）

③ その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、又は利用者が事業者やサービス従業者もしくは他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が入院後3ヶ月の間に退院可能となり、再度利用を希望される場合は優先されます。ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7. 利用に当たっての留意事項

(1) 面 会

- ・午前9時00分～午後7時00分を目安にお願いいたします。この時間以外にお越しの場合は、お手数でも、備え付けのインターホンでご連絡ください。
- ・テレビ電話を使用した面会もできますので、2日前までにご連絡ください。
- ・感染症対策のため、全ての方の面会をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

(2) 外出・外泊

食事を準備する関係がありますので、前日までにご連絡ください。

(3) 飲 酒

基本的には自己管理できる方は自由となっております。

※自己管理できない方は、お預かりさせていただき、利用者の希望により提供いたします。

(4) 敷地内禁煙

敷地内は終日禁煙となっております。

(5) 所持品の持ち込みについて

所持品については保管場所が限られていますので、衣類・日用品のほか、テレビ（24インチ以下）、電気毛布等に限定させていただきます。また、可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについては一切の持ち込みをお断りいたします。

(6) 受診等について

当施設の協力病院である一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院への受診又は入退院の送迎については無料で行います。ただし、他の病院又は診療所等を希望される場合は、原則として身元引受人又は家族等で送迎をお願いいたします。

(7) 看取り介護について

当施設では、利用者が嘱託医師の診断により、医学的知見から回復の見込みがないと診断されたとき、最期を迎える場所や治療等について、利用者本人の意志並びに家族等の意向を最大限に尊重いたします。当施設の「看取りに関する指針」に基づき、看取り介護を希望された利用者や家族等に対して、最後まで継続的に支援をいたします。

(8) 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に戻していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ③ 利用者に対する施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の利用者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行なうことはできません。

(9) 残置物の引き取りについて

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者本人が引き取れない場合は身元引受人に引き取っていただきます。

なお、身元引受人が相当期間（概ね 1 ケ月）経過しても引取義務を果たさない場合は、身元引受人の費用負担で当該残置物の引き渡し手続きをとらせて頂きます。

8. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、適切な施設サービスを提供し、利用者の心身機能の維持増進を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 提供する施設サービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。
- ② 人権を尊重し、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、常に利用者の立場に立った施設サービスを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

9. 緊急時の対応方法

利用者の体調に変化等があった場合は、速やかに主治医の診断を受けるとともに、家族等に速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずるほか、家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

11. 損害賠償

施設サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。

12. 非常災害対策

- ・災害時の対応……防災マニュアルに沿った避難を行います
- ・防災設備……スプリンクラー設備、補助散水栓、防火扉、消火器
- ・防災訓練……避難訓練を年 2 回実施します
- ・防火管理者……園長 加藤典子

1 3. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設苦情受付窓口

苦情受付担当者 副主任生活相談員 藤井由香

苦情解決責任者 園長 加藤典子

電話 0 2 4 - 9 8 4 - 2 7 6 6

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分)

※みんなの声(苦情箱)を玄関受付に設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員

直接施設に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申し出下さい。

苦情解決第三者委員 伊 藤 清 郷 電話 0 2 4 - 9 2 2 - 2 2 1 5

宇 野 礼 子 電話 0 2 4 - 9 4 5 - 7 9 3 2

(受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分)

(3) その他

上記以外に、市町村等の苦情・相談窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局 電話 0 2 4 - 5 2 3 - 2 9 4 3

(介護保険サービスの苦情について)

福島県国民健康保険団体連合会 電話 0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0

(介護保険全般に関するお問い合わせ)

郡山市保健福祉部介護保険課 電話 0 2 4 - 9 2 4 - 3 0 2 1

(受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

1 4. その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施しています。

(3) 福祉サービス第三者評価の実施状況

・実施の有無 有

・実施した直近の年月日 平成 2 5 年 3 月 2 日

・実施した評価機関の名称 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

・評価結果の開示状況 有

(4) この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

1 5. 当法人の概要

〈法人名称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会

〈代表者名〉 理事長 太田 三知子

〈法人所在地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 1 番地 1

〈電話番号〉 024-994-0888

〈インターネット〉 URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- (2) 短期入所生活介護事業
- (3) 地域支援・介護予防支援事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 訪問介護事業
- (6) 通所介護事業
- (7) ケアハウス事業
- (8) その他これに付随する事業

〈施設・事業所〉

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 2 ヲ所 |
| (2) 短期入所生活介護事業所 | 2 ヲ所 |
| (3) 地域包括支援センター | 1 ヲ所 |
| (4) 居宅介護支援事業所 | 1 ヲ所 |
| (5) 訪問介護事業所 | 1 ヲ所 |
| (6) 通所介護事業所 | 3 ヲ所 |
| (7) ケアハウス | 1 ヲ所 |

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

〈事業者〉所在地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30
名称	社会福祉法人 太田福祉記念会 特別養護老人ホームあたまホーム（介護老人福祉施設）

代表者名 園 長 加 藤 典 子 印

〈説明者〉職 氏 名 副主任生活相談員 藤 井 由 香 印

私は本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについて、重要事項の説明を受け同意するとともに、この書面が契約書の別紙となることについて承諾します。

〈利用申込者〉 氏 名 印

〈家族・代理人〉 (続 柄)

氏 名 _____ 印 _____